3 (1) 借款は、バングラデシュの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a) ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8 バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月二十六日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

バングラデシュ人民共和国
外務大臣　アブル・ハッサン・マームード・アリ閣下

付表

	（限　度　額）
1 マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（Ⅰ）	四百十四億九千八百万円
2 包括的中核都市行政強化計画	三百六億九千万円
3 ハオール地域洪水対策・生計向上計画	百五十二億七千万円
4 天然ガス効率化計画	二百三十五億九千八百万円
総　額	千百十億五千六百万円

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月二十六日に東京で

バングラデシュ人民共和国
外務大臣　アブル・ハッサン・マームード・アリ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○農林水産省告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十五年六月二十三日農林省告示第八百三十五号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十二年一月十七日農林省告示第三十一号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月九日

農林水産大臣　林　芳正